

尾張旭市 教育振興基本計画

平成26年度～平成35年度



尾張旭市教育委員会

はじめに

尾張旭市教育委員会では、尾張旭市において策定された第四次総合計画に基づき、「知性と豊かな心を育むまちづくり」を目指し、教育・生涯学習分野の取り組みを進めてきました。

この計画期間中には、リーマンショックを端緒とした世界的金融危機が発生し、経済状況や雇用状況が一気に悪化、先の見通しが非常に難しい時代に突入しました。また、平成23年3月11日には東日本大震災が発生、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的な被害から、日本全体が一丸となり復興を目指すという、時代の大きな転換点となるようなことが起こりました。教育分野においては、約60年ぶりに教育基本法が改正され、国・県においては、これに基づき教育振興基本計画が策定されるなど、大きな変化がありました。

このような変化の激しい社会を生き抜いていくことができるような人材を育成するためには、教育の果たす役割が非常に重要となります。また教育は、伝統文化などを守り次代に継承していく人材を育成していくためにも、重要な役割を果たします。

本市におけるこれまでの取り組みを確認し、現在の取り巻く環境を踏まえ、今後10年の教育に関する施策展開の基本的な計画を明らかにするものとして、尾張旭市教育振興基本計画を策定しました。

この計画に基づき、「つながり合い 伸びる 尾張旭の教育」を実現できるよう、取り組みを進めていきたいと考えています。

平成26年3月

尾張旭市教育委員会

〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第2章 計画策定の基本的な考え方	3
第1節 教育を取り巻く現状	3
第2節 本市の教育の課題	5
第3節 本市の教育の理念	6
第4節 本市教育の目指す人間像	7
第5節 基本施策	8
〈本市の教育のイメージ〉	10
第3章 計画の体系	11
第4章 施策の展開	12
第1節 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	14
第2節 良好的な環境の中で確かな学力を育む教育の推進	22
第3節 総合的な教育連携の推進	32
第4節 豊かな人生を彩る生涯学習の振興	40
第5節 心の豊かさを感じる文化の継承と振興	46
第6節 健やかな人生を拓くスポーツの振興	50
第7節 施策の目標	56
第5章 計画推進のために	62
第1節 進行管理	62
第2節 教育委員会の機能強化	62
第3節 学校との連携	62
第4節 関係部局との連携等	62
資料編	63

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、その中で新しい時代の教育の理念や目標が明記されました。

国においては、この法律に基づき教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を平成20年7月に策定しました。その後、同計画は、平成25年6月に平成25年から平成29年までを計画期間とした第2期教育振興基本計画に改定されたところです。

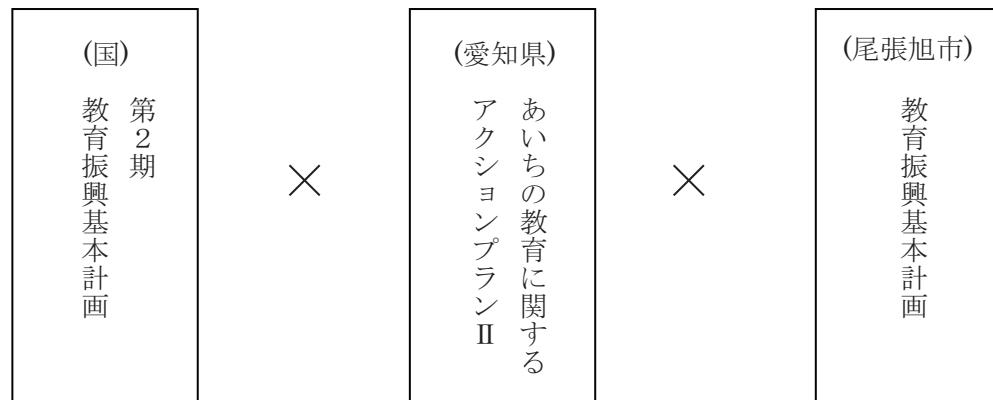
また、愛知県においては、平成19年4月に愛知の教育を推進していくために「あいちの教育に関するアクションプラン」を策定、さらに平成23年6月には、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ（教育振興基本計画）」として改定されています。

このように国や愛知県では、教育基本法に基づき、以上のような計画づくりを行っています。

一方、教育基本法では、市町村も地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画を策定することが努力義務とされています。また、本市においては、この度、まちづくりの指針である尾張旭市総合計画の改定時期であったことから、これを契機として教育分野における取り組みを体系的、計画的にまとめるという必要性がありました。

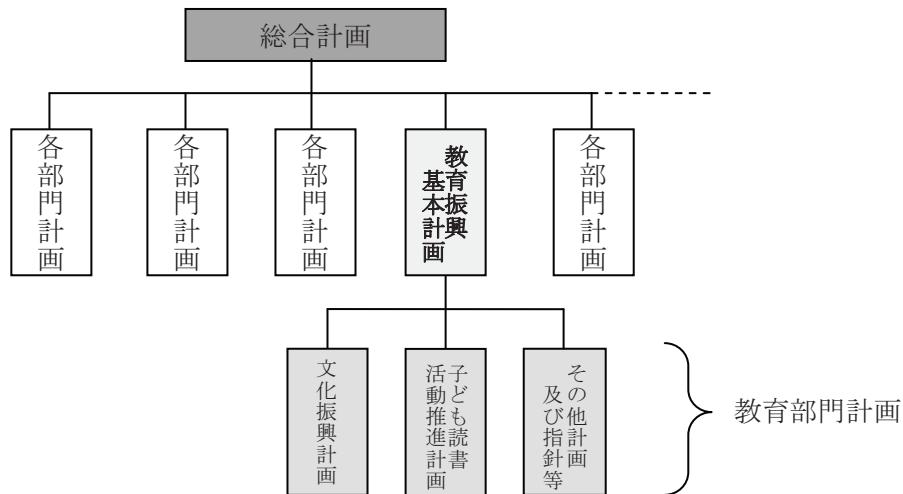
このため、本市としても、教育分野の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けて総合的かつ計画的に各種施策を推進することができるよう、ここに「尾張旭市教育振興基本計画」を策定することとしました。

教育基本法第17条



第2節 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定による教育振興基本計画であるとともに、尾張旭市第五次総合計画を上位計画とする教育分野における、より具体化した計画として位置づけます。また、教育分野の個別計画である文化振興計画、子ども読書活動推進計画などとの連携を図りながら、一体的に教育の振興を行っていくものです。



なお、福祉部門所管の次世代育成支援対策地域行動計画など、教育部門を越えた分野においても、密接な関わりがある計画とは、十分に連携を図っていきます。

第3節 計画の期間

この計画の計画期間は、尾張旭市第五次総合計画の計画期間とあわせ、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

なお、策定後5年後をめどに見直しを行い、必要に応じて計画の内容を見直します。

第2章 計画策定の基本的な考え方

第1節 教育を取り巻く現状

我が国は、戦後の焼け野原の状態から奇跡的な復興を遂げ、その後の高度経済成長や様々な技術革新により、多くの国民は豊かな生活を手にすることことができました。そこには日本人の根底に流れる気質や教育水準の高さなどが大きく寄与していたと言われています。しかしながら、現在の教育を取り巻く現状は、少子高齢化や経済社会のグローバル化の進行、高度情報化の流れなどの中で、社会保障の見直し、経済の再生、環境問題への対応、人間関係の希薄化など、様々な課題に直面しています。日本が再びかつての輝きを取り戻し、持続可能な社会を構築していくためには、社会の構成員たる人を育てる教育こそが何よりも大切です。以下、その教育を取り巻く現状の主なものを整理します。

1 学校教育の変遷

失われた20年と言われるように、昨今の日本経済はとかく元気がないように見受けられます。その中で、近年、様々な分野で日本人がノーベル賞を受賞したり、宇宙開発の面でも輝かしい成果を残したりしています。

このような数々の成果は、教育にその源泉があるともいえます。これまでの我が国の教育を少し遡ってみると、その内容もいろいろな変遷を経たことが分かります。特に学校教育では、教育課程の基準である学習指導要領の改訂に伴い、時代の要請に応じた変化をしてきています。

高度成長期に入った当初は、科学技術教育の向上に向け、系統的な学習を重視した教育が進められ、次いで時代の進展に対応した教育内容の導入が図られました。しかし、学習内容の増加や高度化への対応が必要となり、教科の指導を中心的事項に絞って、学習負担の適正化を図るようになり、平成10年、11年の改定では、学習内容や授業時間数の削減とともに、「ゆとり」の中で「生きる力*」を育む教育を目指しました。

その後、平成18年には教育基本法が改正され、改めて教育立国を目指し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に取り組んでいくこととされました。この教育基本法で明確にされた教育の目標と現在の様々な教育上の課題を踏まえ、平成20年に学習指導要領が改訂されました。児童生徒に「生きる力」をよりいっそう育むことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力、判断力、表現力などの育成とともに学習に取り組む意欲を養うとし、国を挙げて知識基盤社会における教育の振興に取り組んでいるところです。

* 生きる力：変化の激しいこれからの社会で自立的に生きるために必要な、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスの取れた力のこと。平成8年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について（第1次答申）」で提言されている。

2 道徳性、規範意識の低下

日本人の向上心と熱意、努力のもとで今日、我々は、物質的な豊かさを享受できるようになりました。しかし、その豊かさは、過度なまでにモノに執着したり、利便性を求めたりする風潮を生みだしたともいえます。そして、公共の場で他人を意識せずに無軌道な行動をしたり、自ら果たすべき責任を自覚しなかったりするというような憂慮すべき姿も一部では見られます。また、かつては家族、地域が強固な絆で結ばれていたものが、ライフスタイルの変化などに伴い、家族関係が薄れ、近所づきあいや地域活動を遠ざけてしまった面があります。こうした人間関係の希薄さが、ともすれば自分さえよければ良いというような意識を助長し、道徳性や規範意識の低下などを招いています。

3 支え合いの精神の大切さ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人々が尊い命を落とし、今なお避難生活を余儀なくされるなど、未曾有の大災害となりました。その中で、私たちは、はからずも家族の絆、地域の絆など、人ととの結びつきの尊さを見つめ直すこととなりました。

また、家庭、地域、学校などの大切さ、そして、それぞれがしっかりとその役割を果たさなければならないこと、加えて、その連携、協力がより必要であることも認識させられました。

こうした中で、本市においても高度経済成長期を支えた団塊世代の地域への回帰や、昨今は地縁組織、ボランティア団体などの活動が活発に行われているところもあり、この方たちが、教育振興における新しい公共[※]として、学校支援や公民館活動などで活躍されつつあります。

4 教育施設の老朽化

全国的に昭和40年代の高度経済成長期には、橋梁やトンネルなど、多くのインフラが整備されました。こうしたインフラの多くで今日老朽化が進んでおり、その維持、管理等が大きな問題となっています。

本市においても、昭和45年に市制施行した後、道路などのインフラ整備に加え、各種の公共施設の整備を行ってきました。教育施設も同様に施設整備後40年前後が経過し、老朽化が深刻な影を落としています。本市では、安全安心な施設利用を促すため、施設の耐震化工事を優先的に行ってきましたが、屋根や外壁の補修などは緒に就いたばかりです。昨今は、修繕に係るコストも含め日常的な維持管理費が増嵩しています。

新しい公共：市民、NPO、企業などが、身近な分野において、共助の精神で活動すること。

第2節 本市の教育の課題

第1節でふれた高度情報化や経済社会のグローバル化などは、私たちの将来に多くの夢や可能性を期待させます。その反面、急速な少子高齢化の進行や地球温暖化を始めとする環境問題では、未だ経験したことのないような課題が様々に発生し、将来を長期的に展望することがきわめて難しい状況となっています。

こうした不確実性の社会において、何よりも大切で、しっかりととしていなければならぬものは教育です。教育の振興のもとに、一個の人間としてしっかりと生き抜くことができる人格の形成と、未来を切り拓き社会を形成し発展させる能力や態度の育成が必要です。そのためには、幼年期から青年期にかけて、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるために「健康や体力」、自ら学び自ら考える力等の「確かな学力」などの「生きる力」を培うことが求められています。

こうした中、青年期から老年期にかけては、人生に喜びを見出し、人生を楽しむことができるよう、いつでもどこでも気軽に学習、郷土の歴史、文化やスポーツに親しめるような環境づくりが必要となっています。このようにライフステージを通して学びの場が提供できるように様々な教育環境を整えることが課題として挙げられます。

一方で、その教育を支える主体、つまり家庭、学校、地域、行政、企業など社会の構成員の連携協力が不可欠です。それぞれの主体が、それぞれの立場で、個性を活かしながらその役割、強みを自認し、本市の教育の推進のため、しっかりと手を携えていく必要があります。

さらに、施設面では、建物の老朽化が著しい状況もあり、今後、施設利用の状況や管理コストなどの実態又は官民の役割分担や広域連携も踏まえつつ、統合や用途変更なども含め、教育施設をどのようにしていくか、そのあり方を模索していく必要があります。

また、本市は平成16年6月にはWHO西太平洋地域を中心として発足した「世界健康都市連合」に加盟、同年8月には健康都市宣言を行うなど、世界基準の健康都市を目指すため、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

尾張旭市健康都市宣言

緑と太陽に恵まれたわたくしたちのまち尾張旭市は市民一人ひとりが心も体も健やかでいきいきと暮らすことを永久（とわ）の願いとしここに「健康都市尾張旭」を宣言します

- 一 おおきな夢を持ち健康はみずから築きます
- 一 わたくしたちは進んで健康づくりに努めます
- 一 りんとした生活から健康づくりを始めます
- 一 あさひのようにこころ明るく爽やかな生活をおくります
- 一 さんさんと降り注ぐ太陽のように健康に輝きます
- 一 ひとと人のふれあいを大切に「健康都市尾張旭」を目指します

第3節 本市の教育の理念

第1節及び第2節で掲げた状況の中で、尾張旭市が今後進めるべき教育分野の方向を明らかにするため、次のとおり本市の教育の理念を掲げます。

〈尾張旭市の教育理念〉

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育

～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

● つながり合い 伸びる

幼年期から老年期までの各ライフステージを通して学びの機会を提供していくという縦軸の取り組みと、多様な教育ニーズに対応できるよう社会全体で学びの場を提供していくという横軸の取り組みとが、有機的につながり、連携、協力のなかで本市の教育をさらに高めていきたいという思いを込めています。

● こどもから大人へ

人は、こどもから人生をスタートさせます。特に、変化の激しい社会においては、学校段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが重要であり、それぞれのライフステージに応じた学習システムを連携・接続していくかなければなりません。こうしたことから「こども」から「大人」への成長過程において、つながり合い「自立、協働、創造」を基調とした生涯学習の実現を表しています。

● 家庭から社会へ

教育は社会全体の存立基盤であり、その始まりは家庭教育です。そして、「家庭から社会へ」と広がりのある表現とすることで、学校や行政、地域などの教育を担う、あるいは関わりを期待する主体も包含し連携・協力していくことを表しています。これらの主体は、本市の教育の横軸に位置づけられるものです。結びを「社会へ」としたのは、目指すところを単なる自己実現に留まらず、その培った知識、技能、経験などを社会に還元し、貢献してもらうことを期待していることを表しています。

第4節 本市教育の目指す人間像

尾張旭市では、昭和55年に市民の願いを込めて「尾張旭市民憲章」を定めました。その中では、自然への愛情や郷土への思いを述べるほか、教養、文化の向上や勤労の喜び、規律を重んじる一方で、安らぎの家庭や心かようまちの実現を希求しています。今も変わらないこの思いを参照し、第3節で掲げた理念のもと、次のような人間像を目指します。

● 命を大切にし、多様な社会の中で懸命に生き抜く人

多様な個性・能力を互いに認め合いながら、社会が大きく変化しようと、自他の命を大切にし、生き抜くために必要な力を、主体的に身につけた人となることを目指します。

● 高い規範意識の中で、自立した行動のとれる人

自らの果たすべき役割や責任を自覚し、社会の一員として道徳観、倫理観をしっかりと持って、自立心にあふれた人となることを目指します。

● 郷土を愛し、自己の能力を発揮して社会に貢献できる人

郷土に生まれ、郷土に育まれた人たちが、郷土に愛着をもち、地域における様々な活動を通して、自らが学んできた知識、技能、経験などを社会に還元することができる人となることを目指します。

市 民 憲 章

わたくしたちのまち尾張旭市は、緑と太陽にめぐまれた豊かな自然と長い歴史にはぐくまれながら、あすにむかってたくましくのびる青年都市です。

わたくしたちは、このまちの発展に限りない願いをこめてここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 緑につつまれた郷土をつくりましょう
- 1 教養を深め 文化の向上につとめましょう
- 1 働くよろこびをもち 豊かなくらしをめざしましょう
- 1 青少年に夢と 老人に安らぎのある家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り 心のかよう明るいまちをつくりましょう

(市制施行10周年を記念し、昭和55年9月に制定)

第5節 基本施策

基本理念の具現化に向け、今後10年間を通して取り組む基本的な施策を定めます。

1 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心を涵養するなど、豊かな人間性を育む教育を推進していきます。

また、生涯をたくましく生き抜く「健康・体力」を培うため、学校体育の推進や食育※の充実を図ります。

2 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

学習意欲を高めるとともに、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育む教育を推進します。

また、今日的な課題に対応するための教育や特別支援教育など、個々のニーズに応じた教育を推進するとともに、各学校の特色を生かしながら、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

さらには、こうした学校を支える教職員の資質の向上を図るとともに、学校施設の環境改善を図ります。

3 総合的な教育連携の推進

教育の原点である家庭教育力や地域で子どもたちを育むための地域教育力の充実を促進します。

また、学校、家庭、地域の連携を横軸とし、各ライフステージにおける連携を縦軸において、総合的な教育のつながりを大切にします。

一方、私立幼稚園の就園や義務教育課程の就学が経済的に困難である世帯に対しては、必要な援助を推進します。

4 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

民間等の生涯学習活動とすみ分けをしながら、各種の講座を開催するとともに、市民自らが講師となって、その知識や技術、経験を社会に還元してもらえるような取り組みを推進します。

また、大学や民間などの生涯学習の情報も含めて集約、発信するとともに公民館などでは、その施設のありかたを検討します。

図書館では、資料の充実やレファレンスサービス※の充実を図るとともに施設の充実に努めます。

食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

レファレンスサービス：図書館利用者の学習、調査、研究等に、資料や情報を提供するサービスのこと。

5 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

本市に古くから伝承されている文化財や伝統文化の保存と継承を図るとともに、地域の文化芸術活動の担い手である各種の文化活動団体の育成を行います。

また、芸術文化活動の発表や鑑賞の機会を充実させるとともに、その活動拠点である文化会館の活性化と適切な維持管理に取り組みます。

6 健やかな人生を拓くスポーツの振興

人生の各段階に応じて、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができるよう各種のスポーツ大会を開催するとともに、その運営母体となるスポーツ団体の支援や指導者の育成に努めます。

また、学校開放の運営の適正化や老朽化した体育施設の適切な維持管理を図りながら今後の施設のあり方について検討します。

〈本市の教育のイメージ〉

教育の理念

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育

～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

目指す人間像

- 命を大切にし、多様な社会の中で懸命に生き抜く人
- 高い規範意識の中で、自立した行動のとれる人
- 郷土を愛し、自己の能力を発揮して社会に貢献できる人

たて

老年期

壮年期

中年期

青年期

少年期

幼年期

施策 4
豊かな人生を彩
る生涯学習の振
興

施策 5
心の豊かさを感
じる文化の継承
と振興

施策 6
健やかな人生を
拓くスポーツの
振興

施策 1
豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

施策 2
良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

施策 3
総合的な教育連携の推進



よこ

家庭

学校

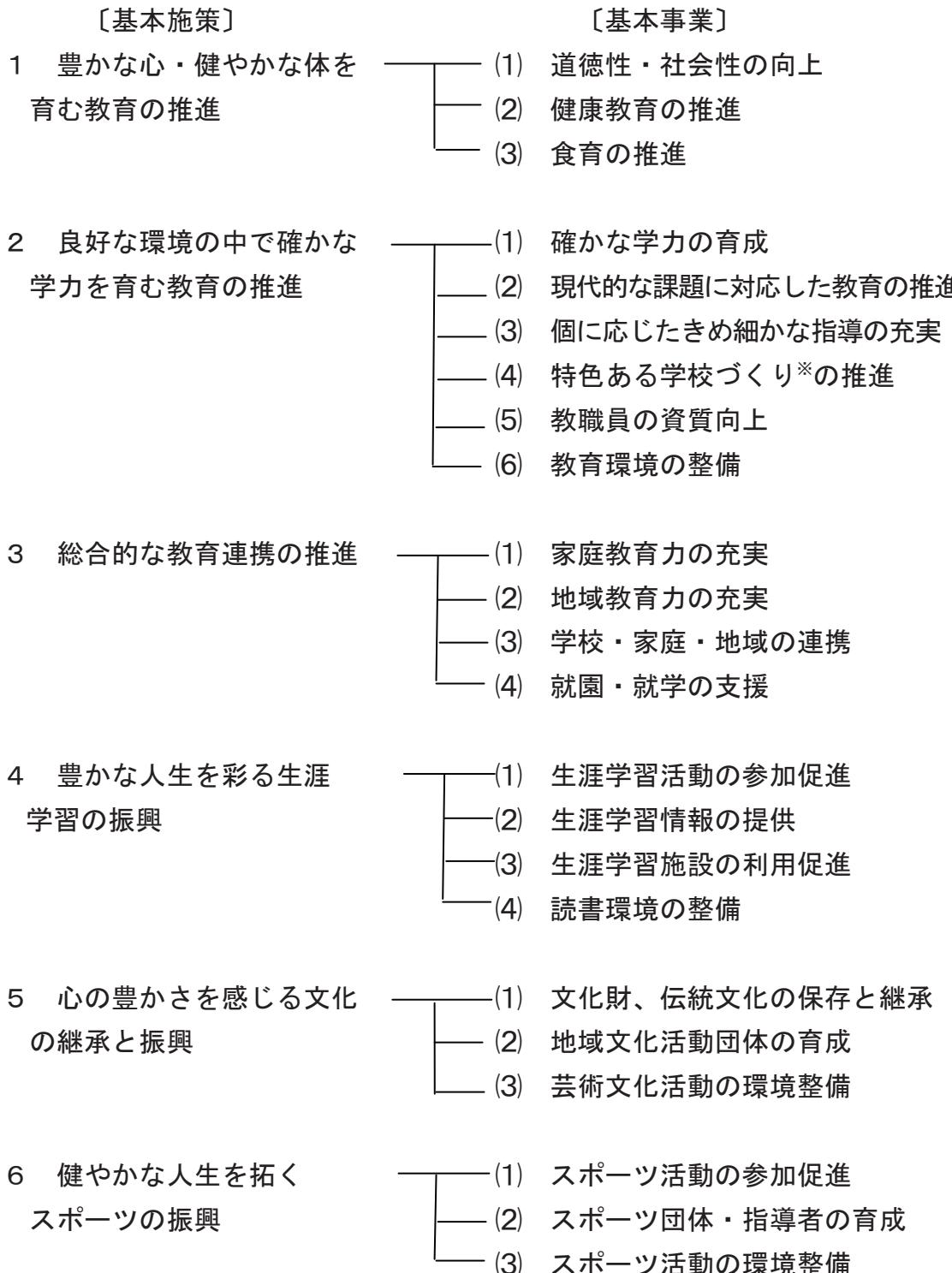
地域

行政

企業等

第3章 計画の体系

本計画では、基本施策を達成するための具体的手段として、基本事業を定め、全体として目指す人間像の実現や基本理念の達成を目指します。



特色ある学校づくり：各校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や地域の実態を踏まえて、創意工夫を凝らした学校づくりを実施すること。

第4章 施策の展開

基本施策・基本事業に基づき個別の事業を展開します。

施策の展開に当たっては、基本施策に係る現状と課題を改めて確認し、
基本事業別に個別の事業を定めます。



豊かな心・健やかな体を育む教育



良好な環境の中で確かな学力を育む教育



総合的な教育連携



豊かな人生を彩る生涯学習



心の豊かさを感じる文化



健やかな人生を拓くスポーツ

第1節 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

〔現状〕

- 近年、多くの人が物質的な豊かさを実感できるようになった反面、規範意識や倫理観の低下、また目的意識を持って意欲的にものごとに取り組む姿勢が弱くなっているという指摘があります。
- そうした中で、昨今、学校や地域など公のために進んでボランティア活動を行ったり、地域と連携したあいさつ運動に参画したりする子どもたちが、また、中学校では部活動に一生懸命に取り組む姿が見受けられます。このこと自体は、大変喜ばしいことですが、反面、自己中心的で、他人を思いやる心に欠けるというようなところも見受けられます。
- そして、残念ながらじめについても報告されており、各学校では、アンケートによる実態把握、原因等の調査を行い、それを指導に反映しています。あわせて保護者や児童生徒からの相談に対しては、担任はもとより、スクールカウンセラー※や心のアドバイザー※による専門的な助言を行うとともに、各校に相談員を配置し、児童生徒や保護者の日常的な相談に対応しています。
- また、様々な要因により、不登校に陥ってしまった児童生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室※を設置するとともに、教育に理解と熱意を有する大学生等を不登校児童・生徒の家庭にメンタルフレンド※として派遣し、人とのふれあいなどを通して、社会性を高めるよう支援しています。
- 一方、児童生徒の体の健康についてみてみると、中には太りすぎや、やせすぎの子どもたちもいて、家庭に加え、学校においても成長過程の子どもたちの健康に気を配る必要があります。本市では、子どもたちの体力や発育・健康状態を把握するために、体力テストを全ての学校で実施するとともに、発育と健康状態について学校保健会でまとめ、指導に生かすようにしています。
- また、医食同源と言われるように食は、人の健康維持に大きな役割を果たしています。近年、ライフスタイルの変化などにより、食に関する課題が様々に生じています。そのため、児童生徒の心身の健全な発達に役立ち、食に関する正しい知識や食習慣を身につけるよう、学校給食センターを活用し、地元産食材を使用した給食の提供を行うなど、食育の推進を図っています。

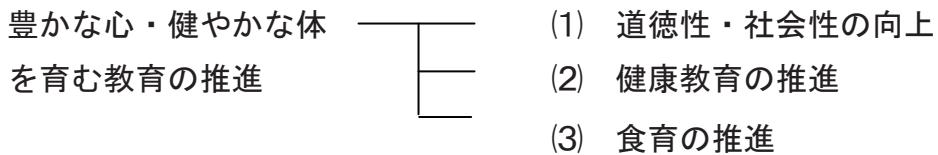
スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることができる、臨床心理士のこと。

心のアドバイザー：発達障がい等に関する相談に対応するために必要な専門的な知識と経験を有する者のこと。

適応指導教室：学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応し、その個々の状態に応じた指導を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育て、学校生活への復帰を図ることを目的に設置された教室のこと。

メンタルフレンド：家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、話し相手になったり、一緒に遊んだりなどしてくれる人を各家庭に派遣する制度のこと。

〔計画の体系〕



〔課題〕

- 過度にモノや金銭に執着する風潮の中においても、社会的な規律の中で、公共の意識、命を大切にすること、他人を思いやる心を育むことが必要であり、こうした人材の育成が求められています。
- 児童生徒の自尊感情や自己有用感を高めるとともに、互いの違いを認め尊重し合う人権意識の高揚と関わり方の教育が必要です。
- 部活動において教員のサポートをし、専門的な技術指導を行うため、指導力を備えた人材を派遣し、部活動の充実を図る必要があります。また、健康教育を推進するうえで、体力や健康についてのデータの活用が求められています。
- 朝食欠食などの食生活の乱れ、肥満傾向の増大、過度の痩身なども見受けられるため、食習慣や健康の面からも食育の推進が求められています。
- 地元農産物を給食献立に取り入れた地産地消の取り組みの充実が求められています。

〔基本事業〕

(1) 道徳性・社会性の向上

(方針)

- 道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通して、道徳・人権教育を行います。
- 規範意識や公徳心、社会参加への意欲や態度などについて児童生徒の発達段階や実態に応じて重点的に取り組みます。
- いじめの未然防止のため、日々の教育活動を充実させ、家庭・地域と一緒にとなって子どもの命を守ります。
- 魅力ある学校づくりを進め、授業や行事などを通して、児童生徒の自尊感情や自己有用感を高めるとともに、心の結びつきや信頼感を高めます。
- いじめ問題や不登校への対策として、スクールカウンセラーや心のアドバイザーを配置し、子どもたちの心のケアや保護者、教職員への専門的な助言を行います。

〔個別事業〕

事業	道徳教育の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にする心や思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。 ・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かして豊かな心を育みます。 ・ 道徳講演会や道徳授業公開、地域の先生の招へい授業などを行い、地域の人々との交流を通して、地域と一体になった道徳教育を推進します。 ・ 児童会・生徒会の自発的・自治的な活動を通して、児童生徒のボランティアや勤労の精神を培います。 ・ あさびースマイルあいさつ運動を児童生徒会活動や地域の活動と連携させ、地域・家庭・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。

事業	人権教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。 ・ 教職員の研修を計画的に実施し、人権教育に対する理解と意識の向上を図ります。 ・ 人権擁護委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。 ・ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に發揮できる心や態度の育成を図ります。

事業	いじめ・不登校対策の充実
概要	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人関係にまつわる学校不適応の傾向を把握する検査を「心の発達サポート検査」として実施し、指導に生かします。 ・ 教職員への研修を通して、資質の向上を図り、いじめの未然防止や不登校対策に努めます。 ・ いじめ不登校対策委員会を中心に一人一人の児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。 ・ スクールカウンセラーや心のアドバイザーを活用し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。 ・ 児童生徒の日常的な悩みの相談や話し相手として、各学校に子どもと親の相談員や心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等を未然に防止する体制を整えます。 <p>(いじめ対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法の目的や基本理念を達成するよう、市・教育委員会・学校が連携し対応を行います。 ・ 全児童生徒を対象にいじめ実態調査を実施するなど、児童生徒一人一人の心の様子を把握するために定期的にアンケート調査を行います。 ・ いじめ・不登校対策委員会の事業を通して、家庭・地域への啓発に取り組むとともに、家庭と学校が緊密な連携を図り、いじめの早期発見・解決や未然防止に取り組みます。 ・ 心の教育推進活動や人権週間を通して、共感できる力や思いやりの心を育てます。 <p>(不登校対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室「つくしんぼ」を活用し、心理的・情緒的な理由による不登校児童生徒を対象に、集団活動への適応を促し、学校への復帰を目指します。 ・ 教育に理解と熱意を有する大学生等を不登校児童の家庭にメンタルフレンドとして派遣し、よき相談者の立場から接し、児童生徒の社会性の向上を図るよう支援します。 ・ 不登校児童生徒への情操教育として定期的な乗馬体験を行います。

(2) 健康教育の推進

(方針)

- 体力の向上を図るとともに、健やかな心身の育成をめざした学校体育の充実を図ります。
- 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる学校体育を推進します。
- 部活動の振興を図り、活動を支援します。

〔個別事業〕

事業	体力の向上と健康の増進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健やかな心身の育成を図るため、体力テストの結果や学校保健会がまとめた発育と健康状態から、児童生徒の実態把握に努め、分析結果を指導に生かします。 ・ 専門的な技術や指導力を備えた講師の登録制度を導入するなどマンパワーの確保を図り、部活動の活性化に努めます。 ・ 規則正しい生活習慣の確立を図るため、早起きを推奨し、あいさつ運動を行います。



持久走記録会

(3) 食育の推進

(方針)

- 安全・安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を提供します。
- アレルギー対応給食を安全・安心に提供するよう徹底します。
- 子どもたち自身が食に対する基礎知識を習得し、健全な食生活を送ることにより、良好な食習慣を形成できるよう、食育の推進を図ります。

〔個別事業〕

事業	栄養バランスのとれた学校給食の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の健全な発達に役立ち、食に関する正しい知識や食生活の習慣を身につけるよう、安全・安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を継続的に提供します。 ・ 引き続き安全・安心なアレルギー対応給食の提供を行うとともに、乳及び卵以外のアレルギー対応給食の検討を行います。

事業	食育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食センターを活用して、試食会、親子料理教室、給食献立コンテストなどを通し食に対する意識の醸成を図ります。 ・ 大学教授等を招いて、食育講演会を実施するとともに、各学校に講師や栄養職員を派遣し、食育に関する学びの場を提供します。 ・ 地元でとれた食材を積極的に学校給食の献立に取り入れ、地産地消※を推進します。また、市内小学校の児童と地元生産者と給食と一緒に食べるふれあい給食を実施します。 ・ 朝ごはんメニューコンテスト等を通し、健康的な食生活習慣を身につけさせます。

地産地消：地域で生産された様々な食材をその地域で消費すること。本市では、地元食材であるブチベールを使用した「尾張旭風ボトフ」や、イチジクを使用した「いちじくタルト」を提供するなど、取り組みを進めている。



地元生産者とのふれあい給食



親子料理教室

第2節 良好的な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

〔現状〕

- 日本における科学技術は、医療や物理、化学、工業など多くの分野で非常に高い水準を誇っており、世界各国から注目されています。その要因としては、日本の高い教育力を挙げることができますが、日本の国力の維持増進を図るためにには、引き続き学力の向上に注力していく必要があります。
- 現在、子どもたちの学力は、国際的にみれば上位の成績にありますが、一方で学習習慣が身についておらず自ら学ぶ力や思考力、判断力、表現力に課題があるという指摘もあります。
- こうした中、平成23年度に小学校で、平成24年度に中学校で新学習指導要領が実施され、授業時間数増加などの見直しを行っています。そして、その中で、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図り、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を含めた幅広い学力の育成を図るとともに、国際理解教育、情報教育、環境教育、キャリア教育※、防災教育などの今日的な課題への対応や特色ある学校づくりを行っています。また、こうした教育を進めていくために、市単独で非常勤講師を配置し、少人数指導授業※等を推進しています。
- 一方で、特別に支援が必要な児童生徒に対しては、子どもの発達センターと連携し、個に応じた指導の充実を図っています。肢体不自由の児童生徒に対しては、東栄小学校と東中学校を拠点校として整備しています。なお、本市の子どもたちも在籍する瀬戸市立瀬戸特別支援学校については、隣接市にあり、設備も充実していることから、その就学先の一つとして重要な選択肢となっています。
- また、子どもたちの確かな学力を育むためには、教職員の指導力や資質向上を図る必要があります。このため、本市では各校の課題に応じ、年間を通して指導を受けることができるようスーパーバイザーを招へいするとともに、教員の採用年次、職務階層、教育課題別の研修など、各種研修を企画・実施しています。さらには、教科等の研究を進めるため、教科領域ごとに「教科等研究員」を配置し、研究成果を基に各校の現職研修で指導しています。
- 加えて、教育センターに教育研究室を設置し、教員を退職した者を研究員に委嘱して、各種研修、教育相談や学校支援ボランティアのコーディネートなど様々な課題に対応しています。

キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと。
 少人数指導授業：学級を2つ以上の学習集団に分けたり、複数の教員が1つの学級を指導したりする授業のこと。

- 学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、学校体育施設の開放、災害時の避難所としての運用など地域の拠点施設としての位置付けもあります。しかし、この多くが、昭和40年代から50年代に建設されており、現在は、施設の大規模な改修時期を迎える、本地原小学校のそれを端緒としてようやく計画的な改修に着手したところです。

[計画の体系]



[課題]

- 知識基盤社会の到来や、グローバル化の進展など急速に社会が変化する中にあって、基礎的な知識・技能を習得させ、言語活動の中でそれらを活用し、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を高める必要があります。
- 現代的な課題である情報、環境、防災などに対応するための教育が求められています。
- 個性を伸長し、学習内容を確実に身に付けさせるためには、指導法の工夫や児童生徒へのきめ細かな指導が不可欠であり、少人数指導等の充実を図る必要があります。
- 児童生徒が自分の学校に誇りを持ったり、郷土に愛着を持ったりできるように地域の特性を生かし、地域に根付いた教育を進めるために特色ある学校づくりを進めることができます。
- ベテラン教員の退職と若手教員の急増に対応するため、若手、中堅、ベテラン、リーダー等の階層ごとに指導力の向上を図る必要があります。
- 児童生徒の教育環境を改善し、安全で快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の計画的な改修と施設の質的改善や、必要な備品の更新を図る必要があります。また、非構造部材の耐震対策や災害時の非常電源の確保など、新たな課題への対応も必要です。

〔基本事業〕

(1) 確かな学力の育成

(方針)

- 基礎的・基本的な知識や技能の定着を図るとともに、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力の育成を図ります。

〔個別事業〕

事業	基礎的・基本的な知識・技能の定着
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な学び方の定着を必須とし、各校の重点指導目標として取り組みます。 ・ 児童生徒の発達段階や特性を把握し、学習内容の系統性や指導方法などを吟味することで分かる授業が行えるよう市の教科等研究員を活用した授業研究などに取り組みます。

事業	思考力・判断力・表現力の育成
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等の授業で、体験から感じ取れたことを表現したり、情報を分析・評価し論述したりするような言語活動を充実させます。 ・ 知識や技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を高めさせるための指導方法について、授業研究など研修を行い、教員の授業力の向上に努めます。

(2) 現代的な課題に対応した教育の推進

(方針)

- 情報教育やキャリア教育、防災教育など現代的な課題に応じた教育を推進します。
- 新たな課題が発生した場合には、適宜適切にそれらに対応した教育ができるよう努めます。

〔個別事業〕

事業	情報教育の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T[*]機器を利用し、情報を適切に活用できる力を高めます。 ・ 各小中学校の学年に応じて、情報通信技術の役割や影響を理解させ、情報モラル[*]について的確な判断ができる能力を育成します。 ・ 電子教科書など時代に応じた教材を用いた指導を行います。

事業	国際理解教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生は、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ、中学生は、英語による実践的なコミュニケーション能力を高めることができるよう、各小中学校にA L T[*]を派遣し、ネイティブスピーカーによる英会話指導等を行います。 ・ 外国の自然や文化に直接触れ、国際的視野に立って主体的に行動できる人材育成の機会として、中学生を対象とした海外研修事業を実施します。

事業	環境教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみゼロ運動など、地域の清掃活動への参加を促し、環境教育の推進を図ります。 ・ ごみの分別収集やリサイクル、省エネルギー、節電など環境についての意識の向上を図ります。 ・ 避難所ともなる学校施設に太陽光発電の設備を整備し、非常時の電源確保を図るとともに環境教育に役立てます。

I C T : Information and Communication Technology 「情報通信技術」の略であり、情報関連技術とその活用を目指すこと。

情報モラル : インターネットや携帯電話などの普及に伴い、非常に多くの情報に接することができる情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度のこと。

A L T : Assistant Language Teacher 「外国語指導助手」の略であり、児童生徒の英語発音や国際理解教育の充実を目的に小中学校に派遣される者。

ネイティブスピーカー : ある言語を母国語として話すこと。ここでは、英語を母国語とする人。

事業	キャリア教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。 市商工会と連携し、市内企業の協力のもと、小学校では「職業にふれる」機会づくりを、中学校では「職場体験学習」を進めます。

事業	防災教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> 中学生を対象とした普通救命講習会の実施等により防災意識の向上を図ります。 小中学校ごとに、ハザードマップ※を作成し、児童生徒、家庭、地域等と協力して、危険箇所の把握や防災教育を行います。 市防災担当課と連携し、中学生の防災訓練への参加を促します。

事業	防犯教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1年生を対象に警察署の協力を得ながら防犯教室を行います。 小学校1年生への防犯ブザーの配布や「かけこみ110番」の場所を児童生徒に周知することにより防犯意識の高揚に努めます。 交通安全教育や薬物乱用防止教育など、自らの命を自ら守るよう、子どもたちの危機回避能力の育成を進めます。

事業	郷土教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間※などで、地域の伝統文化である「棒の手」、「ざい踊り」、「打ちはやし」などの地元の講師による指導を通して、地域の伝統文化を学び、豊かな心を育てます。 小学校社会科副読本「きょうどあさひ」、中学校社会科副読本「尾張旭」を教科書の改訂に合わせて編集、作成し、郷土の学習に活用します。

事業	消費者教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育を推進するとともに、教職員の研修を実施します。

ハザードマップ：災害による被害を予測し、危険箇所を地図上に表したもの。

総合的な学習の時間：変化の激しいこれからの社会に対応できるよう、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力など、生きる力を育てることをねらいとするもの。

(3) 個に応じたきめ細かな指導の充実

(方針)

- 少人数での授業を実施するために少人数指導対応教員を配置し、より個に応じたきめ細かな指導を進めます。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、保護者、専門家、医療機関などとの連携を図りながら、個々の特性に応じた適切な指導を全校体制で推進します。

[個別事業]

事業	少人数指導授業の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費教職員の配置を補うため、市費による少人数指導対応非常勤教員を小中学校に配置し、各校で英語や数学などの授業において少人数指導授業を充実させます。

事業	特別支援教育※の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活指導補助員※を各校に配置し、通常学級や特別支援学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒の学校内での生活や学習を支援します。 ・ 発達障がいに関する専門知識を有する金城学院大学の大学院生等を特別支援教育支援員として各校に派遣します。 ・ 特別支援教育支援員による発達障がいについての詳細な観察や記録をもとに、発達障がいについての理解と指導方法の改善を行いその成果を共有します。 ・ 通級指導教室※を通して、特別な支援が必要な児童への個別指導を行います。 ・ 特別な配慮が必要な児童生徒が、一人一人の障がいの状況に応じた教育が受けられるよう、瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒数等に応じ、財政的な負担を行います。 ・ 個に応じた適切な支援を行うために、こどもの発達センターと連携します。

特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

学校生活指導補助員：発達障がい等、個々の配慮を必要とする子どもたちへの学習や生活面での適切な指導・支援について、個々の学習を充実させるとともに、学級全体の指導が十分行われるように配置された者。

通級指導教室：通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じた指導を行うための教室のこと。

(4) 特色ある学校づくりの推進

(方針)

- 各小中学校は、児童生徒の実態や地域の特性を考慮し、生きる力を育む特色ある学校づくりに取り組みます。
- 各小中学校は、目指す学校像を表したグランドデザイン※に特色ある学校づくりの内容について表記します。

〔個別事業〕

事業	地域と連携した独自の学校運営
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校で地域の実態や特性を把握し、地域の伝統文化を学ぶなど地域との連携を図り、創意工夫を活かし、特色ある学校づくりに取り組みます。 ・ 各学校は、日ごろの教育活動の成果と課題、児童生徒の様子などをもとに学校の将来像を描き、その実現に向けての課題等を整理し、取り組むべきことを明確に表現したグランドデザインを作成します。 ・ 開かれた学校を目指し、学校公開の状況、学校のグランドデザイン、学校の教育目標や指導方針など、学校の情報を積極的にホームページや学校だよりを通して発信します。 ・ P T A と連携し、地域や保護者の力を学校運営に生かします。

グランドデザイン：学校の教育目標・方針・理念に向かって取り組んでいこうとする教育活動と学校経営の全体構想図であり、各校の特色などをわかりやすく1枚の図にしたもの。

(5) 教職員の資質向上

(方針)

- 様々な教育課題に対し、教育各分野の優れた指導者による研修を行い、教職員の資質向上を図ります。
- 教育講演会や各種研究会・研修会、教育論文の募集などを実施し、教職員の指導力向上を図ります。

〔個別事業〕

事業	教職員研修の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な教育課題に対し、その克服や改善を図るため、教育の各分野の優れた指導者を講師に招へいした研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。 ・ 教育フォーラムの開催、各種研修の実施、教育論文の募集事業などを通して、教職員の資質向上を図ります。 ・ 教員を退職した者などを教育研究室研究員に委嘱し、豊富な経験をもとに、教育研究の指導をはじめ、保護者や教職員への相談活動や学校支援ボランティアのコーディネートなど、学校を取り巻く様々な課題に対応します。



大学教授による教職員研修

(6) 教育環境の整備

(方針)

- 児童生徒が快適な施設環境の中で学校生活を送ることができるよう、大規模改造工事を中心とした施設の老朽化対策や質的向上を図ります。
- I C T 対応の機器を整備する際には、教育現場の意見を基に、教育効果が高く、利用しやすい整備を図ります。
- 児童生徒が安全に登下校できるように、交通安全の観点から危険がある箇所を的確に把握し、その改善を図ります。

〔個別事業〕

事業	学校施設の環境整備
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年により老朽化した学校施設の損耗、機能低下の改善を図るため、大規模改造工事を軸に、施設の長寿命化、質的な向上を推進します。 ・ 今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、地域と連携した学校施設の有効利用を図るなど、今後の施設のあり方を検討します。

事業	I C T 化への対応
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータ端末等、児童生徒及び教職員の必要とする機器について、導入の方針を策定し、計画的に整備を図ります。 ・ 情報管理を徹底するとともに、人為的な過誤や悪質な侵入等を防ぎ、児童生徒及び教職員が安全に情報機器を使用できるよう、ネットワークの整備をはじめとした対応を行います。

事業	通学路の危険箇所への対応
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や地域と連携し、通学路上において交通安全の観点から危険があると認められる箇所を的確に把握し、道路管理者や警察署と協力して、その改善等を図ります。 ・ 児童生徒が安全に登下校できるように、防犯や防災などの観点からも危険がある箇所を的確に把握し、その改善を図ります。



本地原小学校（平成 23・24 年度大規模改造工事）



コンピュータ教室での授業

第3節 総合的な教育連携の推進

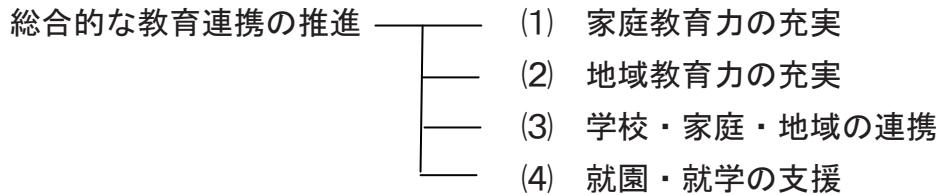
〔現状〕

- 家庭教育は、家族とのふれあいを通し、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。しかしながら、核家族化等の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、過度な個人重視の風潮を招き、また、社会の子育てへの関わりが希薄化したことなどから、家庭の教育力が低下したと言われています。
- こうした中、本市では、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消や子育て力の向上のため、子育て支援センターの設置を行うとともに家庭教育のあり方を考え、見直すきっかけとなるよう、子どもを持つ保護者に対して、家庭教育学級を展開しています。また、特に思春期の子を持つ親の不安軽減を図るため、思春期家庭教育学級による講座を開催しています。
- 教育等の機関同士の連携では、小学校区内の保育園と小学校や保育園と中学校の連携により、園児と児童の交流や、中学生による保育園での体験学習が行われています。さらに、昨今では市内の県立旭野高校との交流も行われています。
- その他、学校教育においては、子どもたちの教育がより効果的に行われるよう、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、「ホリデースクール※」、「おやじのチカラ※」などの事業が展開されています。加えて、PTA活動やスクールガードなどの学校ボランティアの方々が、学校運営を地域から積極的に支えてくださっています。
- 一方、共稼ぎ家庭の増加などにより、放課後や長期休業中、子どもたちが安心して自由に活動できる場が重要となっています。そのため、各小学校区に公設の児童クラブを設置し、運営を行うとともに、民間学童クラブへの支援を行っています。また、地域全体で子育てを支援することができるよう、各小学校区に公設の児童館を設置、運営を行っており、児童館こどもまつりなどの行事には、地域活動団体や小中学生などがボランティアとして参加しています。
- 高等教育機関との連携に関しては、現在、小中学校や地域と連携した活動を行うことができるよう、金城学院大学や名古屋産業大学・名古屋経営短期大学と連携に関する協定を結んでいます。
- 加えて本市では、家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、各種手当の支給を行うとともに経済面の支援として、私立幼稚園や小中学校に通う子どもたちの保護者に対し必要により、就園、就学費用を交付しています。

ホリデースクール：学校が休となる日に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安心して活動できる場を提供すること。

おやじのチカラ：男性保護者を中心に設立されたグループ活動。小学校区毎に「おやじのチカラ」、「ととクラブ」などの名称で学校を支援するための活動を行っている。

[計画の体系]



[課題]

- 核家族化の進展等により家庭内だけでは解決しにくい悩みや不安、負担感を感じる保護者が増加しており、同様の思いを持った保護者が相互に情報交換や相談を行うことができる場の提供や支援のための講座等の開設が求められています。
- 放課後児童健全育成を行うため、公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行う必要があります。また、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について見直し、検討する必要があります。
- 「あそびを通して子どもの育ちを援助」、「子育て家庭の支援」、「地域ぐるみで子育て活動の推進」の基本方針に基づき、子どもを取り巻く環境の変化に対応した児童館運営の充実が求められています。
- 新しい公共ともいるべき学校支援ボランティア制度の充実や、地域ぐるみで子どもの健全な育成、子育てができるよう児童クラブ、児童館活動などの充実が求められています。
- 幼児期の子育て、教育に関する制度の過渡期であることから、今後の子ども・子育てに関する国の施策の方向性について、注視する必要があります。
- 地域の力を学校教育に生かすため、学校支援ボランティア制度のより幅広い活用を進めるとともに、人材を募集するための登録制度の周知を図る必要があります。
- 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との包括的な連携協定に基づき、今後の事業展開を検討する必要があります。
- 就学が経済的に困難と認められる世帯が増加しており、支援が必要な対象者への申請勧奨をわかりやすく行うことが求められています。

〔基本事業〕

(1) 家庭教育力の充実

(方針)

- 家庭での教育のあり方や、思春期の子どもの健全育成について学習する場を提供します。
- 子育て相談や子育て情報の提供など、各種子育て支援を行います。

〔個別事業〕

事業	家庭教育学級の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育のあり方について考え方を見直す機会を設け、家庭内だけでは解決しにくい問題に対して相互に助け合うことができるよう、「家庭教育学級」を開設し、家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に行います。 ・ 各学級単位で自ら企画した家庭教育に関する講演、実習などを開催するとともに、各学級の代表者による連絡会などを通して、学級間の情報交換等を行います。

事業	思春期家庭教育学級の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期の子を持つ親に対し、思春期の特徴や子どもの心と体の変化を学習する機会と家庭での教育のあり方を考えもらうため、大学教授等専門家による講座を開催します。

事業	子育て支援の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児やしつけ、養育、非行など家庭内の子育てに関する相談を行う「こども・子育て相談」をさらに周知させ充実を図ります。 ・ 子育て家庭の孤立を防ぎ育児不安の解消や子育て力向上の支援を行うため、子育て支援センター※事業として、子育てサロン、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育て講習会等を実施します。 ・ 市民相互により子育てを応援するファミリーサポートセンター※の充実を図ります。 ・ こどもの発達センター※において、子どもの発達に関する専門相談、個別支援手帳の配布、親子支援教室の開催、研修等を実施します。 ・ 子ども・子育て支援法に基づき策定する、尾張旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、こども・子育てに関する施策の充実に取り組みます。

子育て支援センター：乳幼児とその保護者が、好きな時間に自由に来て、いっしょに好きな遊びを楽しんだり、子どもや保護者同士の仲間づくりをする事ができるような遊び場の提供と支援活動を行う場所のこと。

ファミリーサポートセンター：子育て支援の輪を作り、安心して暮らせることができるような環境づくりを目的として、子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が、お互いに助け合いながら活動する会員組織のこと。

こどもの発達センター：心身の発達に遅れや心配のある子どもの早期発見と発達支援を目指し、子育ての不安の解消や、今後の成長に合わせた適切な関わりを行う場所のこと。

(2) 地域教育力の充実

(方針)

- 児童生徒がより良い環境のなかで教育を受けることができるよう、地域の方々が学校をサポートする学校支援ボランティアの活動を促します。
- 共働き家庭などの留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、児童クラブの運営の充実や民間学童クラブへの支援を行います。
- 児童の健全な育成を図るため、地域ぐるみで子育て家庭を支援できる活動を児童館で実施します。
- 青少年の健全な育成を図るため、子どもたちを見守り、育てる取り組みを自主的に行っている団体等と少年センターが連携し、青少年の健全育成と非行防止の事業を進めます。

[個別事業]

事業	学校支援ボランティアの活用
概要	<ul style="list-style-type: none"> • P T Aや地域の方々による環境整備や読み聞かせ、授業の補助、ゲストティーチャー※など、多種多様なボランティア活動を活用し、教育活動の質の向上を図ります。 • 学校支援ボランティア登録制度により、教職員O Bなど様々な知識や能力を有する人材を各小中学校に派遣します。 • 様々なことを体験的に学ぶ機会として、地域の力を活用したホリデースクールや夏季教室などの実施を検討します。

事業	放課後児童対策の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 放課後児童健全育成を行うため公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行うとともに、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について検討します。

ゲストティーチャー：地域の方々に、それぞれが持っている技能を生かし、講師として指導を行ってもらうこと。

事業	児童館活動の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「健全な遊びを通した援助」、「子育て家庭の支援」、「地域ぐるみで子育て活動の推進」の基本方針に基づき、子どもを取り巻く環境の変化に対応した児童館活動の充実を図ります。 ・ みらい子育てネットを始めとする各種ボランティア団体や近隣の高等学校や大学の協力を得て、「こどもまつり」や「もちつき会」等の地域交流事業の充実を図ります。

事業	青少年の健全育成活動の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちを見守り、育てる取り組みを自主的に行っている団体の活動を広く市民に知らせます。 ・ 「中学生の居場所づくり」、「中学生との関わりを持つこと」を目標とした事業を実施し、中学生同士及び地域の大人との交流事業の充実を図ります。 ・ 標語やポスターの表彰、身近な問題をテーマとした意見発表や、学校、地域から推薦された善行青少年の表彰を行い、青少年の健全育成と非行防止の事業の充実を図ります。

(3) 学校・家庭・地域の連携

(方針)

- 幼稚園・保育園から小学校へ円滑に接続できるよう、連携を図ります。また、子ども子育てに関する国の施策の動向に十分に配慮します。
- 地域に根差した学校づくりを行い、児童生徒が積極的に地域の活動に参加できるようにします。
- 本市のまちづくりに貢献してもらえるよう、県立旭野高等学校との連携を深めます。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、個々の教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、金城学院大学と連携し特別支援教育の支援を行います。
- 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との「包括的連携協力に関する協定」に基づき、両大学が持つ知的資源・物的資源を活かし、まちづくりや地域活性化に資する具体的な取り組みを検討し、実施します。

〔個別事業〕

事業	幼稚園・保育園と小学校との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学後の継続的な指導のため、幼稚園・保育園より小学校に送付される「幼稚園児指導要録」及び「保育所児童保育要録」を、子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとして活用します。

事業	認定こども園※に関する情報提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に対して、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「認定こども園」に関する情報提供を行います。

事業	地域に根差した学校づくり
概要	<ul style="list-style-type: none"> 学校が市民祭など市のイベントや地域の行事などに積極的に係わることにより、児童生徒が、社会の一員であることの自覚を促すとともに、意識の向上を図ります。 保護者やスクールガード、少年センター、警察等と協力して見守り活動を実施し、児童生徒の登下校時の交通安全・防犯上の安全確保を行います。 学校敷地内の環境整備や図書館整理など地域ボランティアの協力のもと学校運営の充実を図ります。 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる学校地域支援本部※の開設について検討します。

事業	旭野高等学校との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で開催される市イベントへの関わりや、市立保育園や児童館における活動において、旭野高等学校との連携を深めます。

事業	金城学院大学との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> 金城学院大学と特別支援教育に関する協定を締結し、大学院生を特別教育支援員として各小中学校に派遣し、児童・生徒の支援を行います。

認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が認定した施設のこと。

学校地域支援本部：学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としたもの。

事業	名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習講座などの取り組みの実績を踏まえ、両大学の教授陣の専門知識を生かした生涯学習・公開講座等の企画、運営のさらなる充実を図ります。 地域活動の場を提供する市事業への大学生の参加について、さらなる充実を図ります。 図書館施設の開放による相互利用の促進を図ります。 各課等で実施する事業での、両大学と連携した取り組みの検討を行います。

(4) 就園・就学の支援

(方針)

- 私立幼稚園への補助を行うことで、幼児教育の推進を図り、次世代を担う子どもたちの育成を図ります。
- 経済的な理由で義務教育への就学が困難な世帯が無いよう、就学援助制度の周知を徹底し、支援を行っていきます。
- 子育て家庭に対し児童手当などを支給し経済的な支援を行います。

〔個別事業〕

事業	私立幼稚園の振興
概要	<ul style="list-style-type: none"> 国の動向を注視しつつ、私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園し市内に住所を有する園児の保護者に対し授業料等を減免する場合に補助を行います。 尾張旭市内で私立幼稚園を開園している設置者に対し、子どもたちの健全育成に資する事業を実施する場合に、補助を行います。

事業	就学援助の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。 特別支援学級に就学する児童生徒に対し、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。

事業	子育て家庭の支援
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てを行っている世帯の生活安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、国・県の動向に合わせ、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、遺児就学手当、特別児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金の支給を行います。



中学生の児童館子どもまつりボランティア



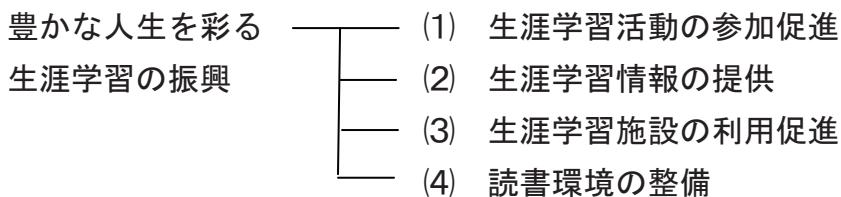
学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動

第4節 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

[現状]

- 社会の成熟化とともに人々は、心の豊かさを求めるようになり、生涯にわたって、自らの自発的な意思により学習活動を行う人が増えています。
- そして、これまで行政が各種の講座などを展開することにより、こうした生涯学習活動の多くを支えてきましたが、近年では、放送、通信分野の事業者や民間事業者、大学など幅広い主体が、市民の学習の機会や場を提供するようになってきています。
- 本市では、こうした生涯学習活動の拠点として中央公民館を始め、地区公民館、図書館などの施設を設置し、市民の教養を高め、また、趣味の活動を促すとともに、各種講座や事業に係る情報の提供を行っています。
- 公民館では、生涯学習を活発化するため、市民の手による尾張旭市民塾「あさひーなび」の開催や各種同好会・サークルなどに学習活動の発表の場を提供し、こうした活動を支援しています。
- また、スカイワードあさひには、この地域では貴重な高性能の太陽専用望遠鏡と口径50cmの反射望遠鏡を備えた天体観測室があり、定期的に太陽観望会、親子天体観測教室などを開催しています。
- 一方、図書館では、幼い頃から読書に親しむことができるよう「尾張旭市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、地域と連携し、子どもの読書活動を推進しています。また、生涯学習活動の拠点として、日常生活の課題解決、調査・研究、教養、娯楽に資することができるよう、様々な資料を提供し、年々その来館者数、貸出点数、予約・リクエスト件数は増加しています。
- こうした多様な活動を行っている各生涯学習施設ですが、現在では、施設の老朽化に伴い、適宜適切な改修を必要としており、また、図書館においては、施設が手狭となり蔵書の収容が困難となってきています。

〔計画の体系〕



〔課題〕

- 民間や大学などで実施される教養講座などが様々に行われている中で、市民の生涯学習のきっかけづくりとなるような講座の開講や、社会人としての経験や生涯学習活動などを通して取得した知識経験を地域へ還元できるような取り組みの充実が求められています。
- 生涯学習へのきっかけづくりとして、行政のみならず民間や大学などが実施している生涯学習の講座や教室の情報を可能な限り集約し、市民に提供するとともに、個々の市民ニーズにあった講座等を紹介できるようにするすることが求められています。
- 地域の教育力の向上を図るため、公民館等の利用状況などを検証し、より地域に開かれた施設となるようそのあり方を市民の意見を聞きながら検討する必要があります。
- 生涯学習施設の多くが建設から30年以上経過し、施設の老朽化やバリアフリー化などに適切に対応していくことが求められています。
- 図書館では、開館当時と比べ、図書館に対する市民ニーズが多様化しており、基本的な閲覧、蔵書スペースの絶対的な不足への対応とともに、ボランティア活動や様々な情報提供の場、専門スタッフの確保など、その運営について検討する必要があります。

[基本事業]

(1) 生涯学習活動の参加促進

(方針)

- 民間等の行う生涯学習事業とすみ分けをしながら、子どもから大人まで、市民一人一人がいつでもどこでも学べる環境づくりを目指します。

[個別事業]

事業	学習機会の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の多様な学習意欲に応じるため多種多様な講座を開催します。 ・ 高齢者が、健康で生き生きとした人生を送り、時代にあった課題にも対応できるよう学習メニューを検討します。 ・ 専門の講師から教わるだけの講座から、受講生が講座終了後も研鑽を重ね、学んだことを講師としてほかの人にも教えたり、ボランティアとして講座の企画、運営にも参画したりするなど、社会還元型のシステムづくりを推進します。 ・ 地域のニーズに応じた講座の開催に努め、地元住民を講師に積極的に活用するなど、地域で求められる事業の展開を図ります。

(2) 生涯学習情報の提供

(方針)

- 行政が開催する講座などのほか、民間の行っている講座なども含めて情報の収集、整理、提供を行うとともに、相談体制を整備します。

[個別事業]

事業	学習情報の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民によりわかりやすく生涯学習情報を提供するため、市や各種団体主催の教室・講座・イベント等の情報を一元化し、情報提供を行います。 ・ 民間施設や大学等が行っている生涯学習情報を収集し、必要な方に必要な情報を提供できるようにします。 ・ 地区公民館ごとに、事業内容やサークル紹介、地域行事などを地域に周知、紹介ができるよう、情報提供を行います。

事業	相談体制の整備
概要	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を始めるきっかけづくりや学習活動を促進するため、学びを求める人や提供したい人に学習情報、指導者、学習グループの紹介などの相談を行います。

(3) 生涯学習施設の利用促進

(方針)

- 地域に開かれ、地域に根差した生涯学習施設となるよう、施設の運営方法の見直し、改善を図り、生涯学習施設を拠点として地域づくりのための人材の育成が図られるよう事業を展開します。
- 利用者が安心して施設を利用できるよう、常日頃から施設の状況を把握し、適切な対応に努め、備品等を含め施設の老朽化に伴う改修等を計画的、効率的に実施します。

〔個別事業〕

事業	地域に開かれた公民館を目指す事業の展開
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館職員が、地域の各種団体の会合に積極的に関わり、地域の状況や課題などの把握に努めるとともに、地域づくりのアドバイザーとして、地域組織の支援や地域との関係づくりに努めます。 ・ 人づくり・まちづくりの場である公民館では、地域住民の経験やキャリアを積極的に活用し、ともに学び、ともに教えながら住民が一体となって、地域の活性化を図れるよう、施設の活用を促進します。

事業	安心・快適な利用ができる施設づくり
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者が安心して、快適に使えるよう、常日頃から施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。また、利用者からの声に耳を傾け、より使いやすい施設への改善に努めます。 ・ スカイワードあさひ天体観測室の望遠鏡をはじめ、生涯学習施設に必要な備品の更新を行います。

(4) 読書環境の整備

(方針)

- 図書館資料の充実を図り、資料の提供のみならず、調査・研究の援助、読書相談の充実を図ります。
- 図書館利用の促進を図るとともに、市民の読書奨励を図ります。
- 施設の充実を図り、市民が満足できる図書館サービスを実施します。

〔個別事業〕

事業	資料の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びデータベース等の資料を適切に選定し、かつ計画的に受け入れます。 • 利用者の調査、研究の支援及び読書相談等のレファレンスサービスを適切に行なうことができるよう職員の育成を行います。 • 朝見武彦文庫として整備を進めてきた健康に関する資料の適切な管理を行います。 • 愛知医科大学及び近隣3市（瀬戸市、日進市、長久手市）と連携し、医学・健康情報の発信に努めます。

事業	読書の奨励
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども読書活動推進計画に基づき、幼い頃から読書に親しむため、読み聞かせ等の活動を推進します。 • 読書の奨励と図書館の利用促進を図るため、特集コーナーの設置や各種催し物を開催します。

事業	図書館施設の充実・整備
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 市民にとって必要かつ充分な資料提供ができるよう、書架の配置、スペースの有効利用に努めます。 • 快適に館内にて過ごせるよう施設の維持、整備に努めます。 • 駐車場や配架スペースなど図書館に関する様々な課題があり、その他運営の面も含めて、今後の図書施設のあり方について検討します。



親子教室（生涯学習講座）



お話し会

第5節 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

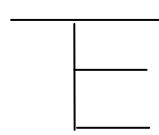
〔現状〕

- 文化は、地域に住む私たち市民共有の社会的な財産であり、市民の心の豊かさを育み、地域のつながりや地域意識の醸成に寄与するものです。その内容は、棒の手やざい踊りなどの民俗芸能や地域の伝統行事であったり、茶道、華道、書道などの伝統文化や音楽、絵画などの芸術であったり、また囲碁、将棋などの娯楽の分野など、大変多岐にわたっています。
- 本市では、平成19年度に尾張旭市文化振興計画を定め、文化を通して、生活の向上につなげていけるよう様々な取り組みを行っています。
- 現在、本市に残されている文化財のうち、愛知県指定の文化財が1件、市指定の文化財が13件、国の登録有形文化財が2件あり、その他にも史跡・文化財等があり、その保存と活用に努めています。
- 特に入づてに古くから郷土に伝わってきた伝統文化については、その価値を市民共有のものとして後世に伝えていく必要がありますが、現在、その担い手の高齢化が進んでいます。そのため、無形民俗文化財保存団体の活動を支援するなど、若い方々が伝統文化を知り後継者となっていただけようその継承と育成に努めています。
- また、本市の史跡めぐりなどで活躍していただいているガイドボランティアの方々については、その活動を支援し、本市の歴史や文化に対する市民の理解を深めるよう、取り組みを行っています。
- さらには、古い民具や古文書、考古資料等を収集し、保存活用するとともに、文化財の保護、保全、文化の継承などの支援・育成を目的に「文化振興基金」を創設し、市民や企業等に協力を求めています。
- 一方、文化芸術活動に対する市民要望に幅広く応え、その活動を促進するため、市内の文化団体等によって構成されている「尾張旭市文化協会」の活動を支援しています。
- こうした中で、昭和56年に開設した文化会館は、単に劇場としての機能だけではなく、より一層、文化芸術に携わる市民の活動を支えるための機能が求められるようになってきました。
- こうした多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に施設の管理運営を行うため、文化芸術活動の拠点である尾張旭市文化会館に、平成19年度から民間の能力やノウハウを活用できる指定管理者制度※を導入しています。なお、文化会館については、施設や設備において経年による老朽化が進んでおり、現在、計画的にその改修を進めています。

指定管理者制度：民間事業者等が、公の施設の管理運営を行うことで、民間のノウハウやアイデアを活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的とした制度のこと。

[計画の体系]

心の豊かさを感じる
文化の継承と振興



- (1) 文化財、伝統文化の保存と継承
- (2) 地域文化活動団体の育成
- (3) 芸術文化活動の環境整備

[課題]

- 無形民俗文化財を継承している団体の中には、後継者不足等により、活動が停滞ぎみの団体もあり、その継承者の育成が求められています。
- 指定文化財、市民から寄贈された資料、市誌編さん作業を通して収集した資料等を適切に管理するとともに、活用を図るための取り組みが必要です。
- 文化芸術活動の普及促進のため、文化協会加盟団体間の連携強化を図るとともに、活動の活性化が必要です。
- 文化会館については、老朽化などにより施設利用者の要望に十分応えられていない面もあり、その対策や、文化芸術活動の拠点としてより活性化を推進する必要があります。



馬の塔

[基本事業]

(1) 文化財、伝統文化の保存と継承

(方針)

- 無形民俗文化財の保存活動を支援し、次世代の担い手の育成を目指します。
- 史跡・文化財の保存活動を継続して行い、未来に継承するとともに、市民共有の財産であることを認識し、積極的な活用を図ります。

[個別事業]

事業	無形民俗文化財の継承
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定の無形民俗文化財を保護するとともに後継者の育成を行うため、保存会の指導、支援を行います。

事業	伝統文化や郷土の歴史の保存と公開
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に残る史跡や文化財、市民から寄贈された民具や市内から発掘された貴重な埋蔵文化財など歴史的に価値のある資料等に対する保護意識の高揚を図ります。 ・ 無形民俗文化財保存団体やボランティア団体の活動、文化財の見学情報等をホームページで公開するなど、伝統文化に触れるとのできる機会の創出に努めます。 ・ ホームページ上で、歴史民俗資料などの検索や鑑賞をすることができるデジタルミュージアム※の構築を進めます。

(2) 地域文化活動団体の育成

(方針)

- 文化芸術活動に対する市民要望に幅広く応えることができるよう、地域の文化芸術団体が加盟する尾張旭市文化協会を支援します。

[個別事業]

事業	地域文化活動団体の育成
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域文化芸術活動の担い手である文化協会の活動に必要な支援を行います。

デジタルミュージアム：文化財の所在や特徴、イベント、文化事業の情報を一元化し、また保有する美術品や歴史資料、建物や無形文化財等をはじめとした資源をデジタル化して、ホームページ上で誰もが情報の検索や収集、鑑賞できる仕組みのこと。

(3) 芸術文化活動の環境整備

(方針)

- 市民の芸術文化活動の発表と鑑賞の機会の充実を図ります。
- 効率的で質の高いサービスの提供を行うため、指定管理者制度を継続して活用します。
- 文芸芸術活動の拠点である文化会館の適切な維持管理に努めます。

〔個別事業〕

事業	文化活動を行うための場の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の文化活動の目標として、日頃の成果を発表し、鑑賞できる「市民文化祭」の充実を図ります。 ・ 市民が身近な施設で、気軽に作品を発表、鑑賞できるよう、市内公共施設のギャラリー化を進めます。 ・ 芸術文化の振興を図るため、拠点施設である文化会館の活性化に努めます。

事業	指定管理者制度の活用
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化会館の管理・運営に指定管理者制度を活用してきた経験を生かし、必要な改善を図りながら、引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービス提供を行います。

事業	文化会館の適切な維持管理
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心で快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討します。 ・ 計画的に文化会館の改修を行うとともに、緊急的な不具合が発生した場合は、施設の利用に不都合がないよう対応します。

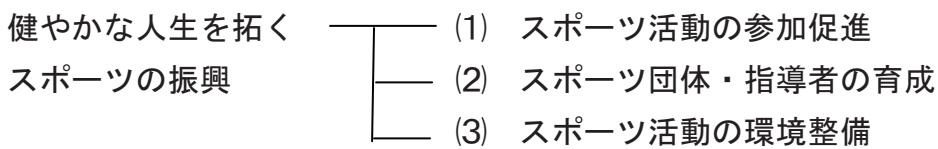
第6節 健やかな人生を拓くスポーツの振興

〔現状〕

- 人生80年時代を迎え、私たちの関心は、日々健康で暮らし、生涯を通して健やかな人生を送ることに向けられています。
- 本市では、平成16年に健康都市宣言を行い、スポーツの分野においても、市民が気軽に体を動かすためのきっかけづくりとして、運動を通して健康づくりができるよう様々な取り組みを行っており、体育施設の利用者数からみた愛好者は、近年、延べ40万人近くで推移しています。
- こうした中で、平成19年に西中校区を中心に「スポーツクラブあさぴー西」を発足させました。この組織は、文部科学省の定めたスポーツ振興基本計画に基づくもので、総合型地域スポーツクラブ※に位置づけられるものです。当初は西中校区を対象としていたのですが、平成22年には市全域を対象とした「スポーツクラブあさぴー」とし、子どもから高齢者まで多世代が、様々なスポーツを継続して行う土壤が整備されつつあります。このため、本市ではこの活動のPRや活動場所の確保など必要な支援を行っています。
- また、スポーツ活動の機会確保では、市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう、尾張旭市体育協会が中心となって市民誰もが参加できる市民体育大会を開催しています。
- 体育協会では、この体育大会のほかスポーツの普及を図るため、スポーツ指導者の確保や育成を進めています。こうした活動は、スポーツの振興に大きく資することから、体育協会の体制の自立化、経営の安定化に向けた組織の支援を行っています。
- 一方、施設管理においては、民間の能力やノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するとともに運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入しています。
- このように施設管理に係るサービス向上や効率化のための取り組みを行っています。しかし、現在の総合体育館やテニスコート、プール等の多くは、昭和50年代に整備されたものであり、経年による老朽化が進んでいるため、隨時必要な改修を行っているところです。

総合型地域スポーツクラブ：誰もが身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

[計画の体系]



[課題]

- レクリエーション、ニュースポーツ※の普及によるスポーツ活動参加へのきっかけづくりが求められるとともに、各種指導者の育成、スポーツ教室やスポーツ大会への参加者を増加させるなど、スポーツ愛好家の底辺の拡大が求められています。
- 活動場所や指導者を確保することにより、総合型地域スポーツクラブの自主的・主体的な運営を進めることができます。
- スポーツ団体間の連携を図り、スポーツ活動の普及促進を図るために、体育協会の体制の自立化、経営の安定化が必須となっています。
- 老朽化した体育施設については、民間や広域的施設の配置などを考慮しつつ、現施設の利用状況や管理のコストなどを明示して、本市としてあるべき施設の整備を検討する必要があります。



総合体育館

ニュースポーツ：新しく考案されたり、古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを、比較的取り組みやすく変形・改良したりした軽スポーツを総称したもの。

[基本事業]

(1) スポーツ活動の参加促進

(方針)

- ニュースポーツ体験会や教室等を開催し、スポーツを行うきっかけづくりを行います。
- 競技力の向上を目指して、スポーツ大会を開催します。

[個別事業]

事業	レクリエーション、ニュースポーツの普及
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツを行うきっかけをつくるため、ニュースポーツ体験会、ウォーキング大会等を開催します。 ・ スポーツ推進員を各種団体へ派遣し、スポーツの実技の指導等を行います。

事業	市民体育大会の開催
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ より充実した体育大会を開催するため、大会の運営をスポーツ団体である尾張旭市体育協会に委託します。

事業	健康づくり事業の継続
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングや、ラジオ体操等、市民が健康づくりを始めるきっかけをつくり、日常的に、気軽にスポーツにふれあう事業を行います。

(2) スポーツ団体・指導者の育成

(方針)

- スポーツ活動の普及を図るため、スポーツ団体の経済的支援を継続します。
- 総合型地域スポーツクラブの活動に必要な支援を継続します。

[個別事業]

事業	体育協会への継続的な支援
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 競技力向上、健全なアマチュアスポーツの普及を図るために体育協会が実施する事業に対し補助を行い、だれでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを目指します。 • 体育協会へ指導者の育成を委託し、指導者の確保を進めます。

事業	総合型地域スポーツクラブの充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民が身近にスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブの自主的・主体的な事業運営の定着に向けてPR活動や活動場所の確保などの支援を行います。 • 総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブあさぴー」の事業運営に係る支援を行います。

(3) スポーツ活動の環境整備

(方針)

- 体育施設の現状や利用率を把握し、スポーツ活動に必要な施設の確保に努めます。
- 効率的で質の高いサービスの提供を行うため、指定管理者制度を継続して活用します。
- 施設の安全性、利便性を高めるため、体育施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽施設の改修に際してはるべき姿を模索し、計画的な更新を図ります。

〔個別事業〕

事業	学校体育施設の開放の継続
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の空き時間帯を利用した、一般利用者への貸し出し業務を引き続き行います。

事業	指定管理者制度の活用
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の管理・運営に指定管理者制度を活用してきた経験を生かし、必要な改善を図りながら、引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービスの提供を行います。 ・ 体育施設以外で運動施設を有している、東部市民センターなどとの連携を図り、当該施設のスポーツ活動の情報を提供します。

事業	体育施設の適切な維持管理
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心で快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討します。 ・ 緊急的な不具合が発生した場合は、施設の利用に不都合がないよう対応します。



城山野球場



市民ジョギング大会

第7節 施策の目標

施策の体系に基づき、次のとおり成果指標を定め、毎年度検証を行い
次年度への課題として施策を展開していきます。

1 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

施策の意図	成 果 指 標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
学校生活を楽しく過ごせ、豊かな心と健やかな体が育まれている。	学校生活を楽しく送っている児童・生徒の割合	児童 % 97.0		
		生徒 % 92.9		

基本事業	基本事業の意図	成果指標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
(1) 道徳性・社会性の向上	道徳性、道徳的実践力が向上している。 不登校となる児童生徒が減少している。 いじめや不登校となった児童生徒・保護者に対して適切な支援ができる。	道徳・ルールを守る児童・生徒の割合	児童 % 94.8		
		不登校児童・生徒発生率	生徒 % 83.1		
		いじめ不登校等に関する相談への対応率	児童 % 0.26		
		いじめ不登校等に関する相談への対応率	生徒 % 2.5		
		性行不良の生徒数	人 10		
(2) 健康教育の推進	児童生徒の健康が管理され、体力が向上している。	肥満度±20%以上の児童・生徒の割合（太りすぎ、痩せすぎ）	児童 % 6.4		
		肥満度±20%以上の児童・生徒の割合（太りすぎ、痩せすぎ）	生徒 % 10.8		
(3) 食育の推進	食に対する基礎知識を習得し、健康的な食習慣が形成されている。	食育に関する平均実践項目数（5項目中）	児童 % 3.2		
		食育に関する平均実践項目数（5項目中）	生徒 % 2.4		

2 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

施策の意図	成 果 指 標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
学習意欲をもって授業を受け、確かな学力が育成されている。	指導要録の評定で全教科の評定が2以上である児童の割合	% 90.0	↗	↗
	指導要録の評定で全教科の評定が3以上である生徒の割合	% 55.0	↗	↗
	学習意欲がある児童・生徒の割合	児童 % 95.8 生徒 % 84.3	↗ ↗	↗ ↗

基本事業	基本事業の意図	成果指標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
(1) 確かな学力の育成	分かりやすい授業を受け、理解度が高まっている。	授業が分かると答える児童・生徒の割合	児童 % 94.2 生徒 % 77.4	↗ ↗	↗ ↗
(2) 現代的な課題に対応した教育の推進	現代的な課題に対応した教育が実践されている。	現代的な課題に対応した教育の実践数	件 8	—	—
(3) 個に応じたきめ細かな指導の充実	個に応じた支援を行い、成長段階に応じた教育が受けられている。	少人数指導授業を受けている児童・生徒の割合 特別な支援を必要とする子どもに対する補助員等の対応率	児童 % 73.8 生徒 % 100.0 % 42.6	↗ ↗ ↗ ↗	↗ ↗ ↗ ↗
(4) 特色ある学校づくりの推進	各学校で創意工夫を生かした教育活動が展開され、地域の特性を生かした特色のある学校づくりが進んでいく。	地域の特性を生かした特色ある学校づくりが実施されている割合	% 97.2	↗ ↗	↗ ↗
(5) 教職員の資質向上	教員の資質の向上が図られ、児童生徒がより良い指導を受けられている。	教職員の研修受講割合 校内現職研修実施回数 研修効果があったと感じる教職員の割合	% 100.0 回 11.0 % 93.4	↗ ↗ ↗ ↗	↗ ↗ ↗ ↗
(6) 教育環境の整備	児童生徒が安全で快適な教育環境で学んでいる。	大規模改修工事が完了した学校数の割合 施設維持管理上の不具合による教育支障件数 通学路上の危険箇所に対する要望への対応率	% 8.3 件 0 % 86.4	↗ ↗ ↗ ↗	↗ ↗ ↗ ↗

3 総合的な教育連携の推進

施策の意図	成 果 指 標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
学校・家庭・地域それぞれのコミュニケーションや教育力が向上し、学習環境が向上している。	学校・家庭・地域のコミュニケーションが図られていると感じる市民の割合	% 87.9		

基本事業	基本事業の意図	成果指標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
(1) 家庭教育力の充実	教育力が高まり、家庭内で発達段階に応じた養育教育が適切になされている。	家庭教育の重要性を理解し行動している保護者の割合	% 39.2		
		家庭教育に関する講座への参加者数	人 2,236		
(2) 地域教育力の充実	地域での教育活動が活発にされている。	地域教育活動に参加した市民の割合	% 6.9		
		授業等の支援に参加した人の割合	% 1.1		
(3) 学校・家庭・地域の連携	学校、家庭、地域の交流や教育支援が活発に行われている。	学校行事への保護者の参加率	% 65.3		
		開かれた学校づくりに対する地域住民の満足度	% 65.6		
		地域からの要望や提案への対応・改善を実践した件数	件 57		
		地域活動に参加した児童生徒、教職員の割合	% 60.0		
(4) 就園・就学の支援	保護者の経済的な負担が軽減され、就園・就学ができる。	私立幼稚園に就園している満3~5歳児で支援を受けている園児数	人 1,025	—	—
		小学生から中学生まで就学の支援を受けている児童生徒数	人 825	—	—

4 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

施策の意図	成 果 指 標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
知性と豊かな心を育む生涯学習に、多くの人が取り組んでいる。 「いつでも、どこでも、誰でも」を実現する生涯学習環境が整い、心豊かで生きがいのあるまちづくりが進んでいる。	生涯学習に取り組んでいる市民の割合	% 44.1		
	生涯学習環境に対する総合的な満足度	% 66.2		

基本事業	基本事業の意図	成果指標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
(1) 生涯学習活動の参加促進	市民ニーズに応じた、さまざまな生涯学習の機会が提供され、市主催の講座・教室に多くの市民が参加している。	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	千人 82		
		市主催の生涯学習関連の講座・教室の定員充足率	% 84.6		
	市民の生涯学習活動の中で、行政関係の主催事業が貢献している。	生涯学習講座・教室等の機会満足度	% 69.0		
		高齢世代（60歳以上）で生涯学習に取り組んでいる市民の割合	% 51.7		
(2) 生涯学習情報の提供	生涯学習に関する情報の収集、一元的な提供が充実している。 市民参加による実施体制が整っている。	生涯学習に関する情報提供に関する満足度	% 63.4		
		生涯学習団体リスト登録件数	件 112		
		生涯学習教授リスト登録件数	件 222		
(3) 生涯学習施設の利用促進	生涯学習に関する施設が整備され、多くの市民に利用されている。	公民館利用者数	人 354		
		生涯学習施設の満足度	% 66.3		
(4) 読書環境の整備	図書館が充実し、多くの市民に利用されている。	図書館の設備・資料の満足度	% 60.5		
		市民1人当たり図書館資料総貸出点数	点 8.1		

5 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

施策の意図	成 果 指 標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
伝統文化が保存・継承されている。 市民全員が共有できる文化の振興が進んでいる。	伝統文化に誇りや愛着を持つ市民の割合	% 44.8		
	芸術文化活動に取り組んでいる市民の割合	% 9.7		

基本事業	基本事業の意図	成果指標	24年度現状	30年度目標	35年度目標
(1) 文化財、伝統文化の保存と継承	文化財の保存活動を通じて、尾張旭市の伝統文化が保存・継承されている。	文化財の保存活動の参加者数	人 921		
	歴史講座等を通じて文化財や史跡への関心が高まり、保存と公開が進められている。	歴史講座、史跡めぐり等の参加者数	人 140		
(2) 地域文化活動団体の育成	市民が主役となった地域文化活動が行われている。	文化協会加入団体数	団体 70		
	支援組織やボランティアが育成されている。	文化活動支援のために組織されたボランティア団体数	団体 5		
(3) 芸術文化活動の環境整備	市民の芸術文化鑑賞・発表の機会と場が整い、活動が活発に行われている。	芸術文化活動を鑑賞・参加している市民の割合	% 46.1		
		芸術文化活動に関する機会の満足度	% 62.1		
		芸術文化拠点施設（文化会館）の利用率	% 29.4		

6 健やかな人生を拓くスポーツの振興

施策の意図	成 果 指 標	24 年度 現状	30 年度 目標	35 年度 目標
スポーツをする市民が増加している。	スポーツ活動に親しむ市民の割合	% 61.3		
	スポーツ活動を週 1 回以上行う成人の成人市民の割合	% 51.0		

基本事業	基本事業の意図	成果指標	24 年度 現状	30 年度 目標	35 年度 目標
(1) スポーツ活動の参加促進	市民がスポーツ活動を行う機会が充実し、参加が促進されている。	スポーツ教室・大会等に参加した市民の割合	% 16.7		
		スポーツをする機会の満足度	% 65.1		
(2) スポーツ団体・指導者の育成	スポーツの活動団体や指導者が育成され、スポーツ活動が活発になっている。	スポーツ団体数	団体 21		
		スポーツ推進委員一人当たりの市民数	人 4,097		
		スポーツ指導者養成者数	人 1,342	—	—
(3) スポーツ活動の環境整備	スポーツ活動に関する施設や設備が充実し、多くの市民が利用している。	スポーツ施設・設備の満足度	% 58.0		
		スポーツ施設の利用者数	人 506		
		学校体育施設開放の利用者数	人 105		

第5章 計画の推進のために

第1節 進行管理

本計画を効果的に推進し、継続的な改善を行っていくために、進行管理においては、PDCAサイクルによる考え方を基本とします。

具体的には、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し（ACTION）のサイクルを年度ごとに繰り返していくことで、事業の振り返りや見直しを図り、より実効性が担保できるようにします。

また、その主な手法としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定されている「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用します。そして、この点検及び評価の実施結果は、市議会に報告するとともに、市ホームページを活用し公表します。また、結果を基に事業の推進方法を改善する等の取り組みを行います。

第2節 教育委員会の機能強化

実施事業に関する説明責任を果たすため、点検及び評価の実施結果を公表するほか、定例教育委員会等の会議録をホームページ上で公開するなど、引き続き透明性の確保を図ります。また、教育委員会の主体的な活動が推進できるよう教育委員会委員、事務局職員の視察や研修を実施するとともに、先進的で効果的な取り組みなどがあれば、本市でも導入できるよう検討します。

第3節 学校との連携

学校と教育委員会事務局のコミュニケーションを密にし、各学校における教育環境についての情報を共有することで、より効果的な事業の推進に努めています。

第4節 関係部局との連携等

本計画を推進するための個別事業には、教育委員会事務局の課等をはじめ、市長部局との間において横断的に行われているものもあります。

関係部局の連携及び調整を図りながら、より効果的な事業の推進に努めています。

資料編

用語解説

尾張旭市の教育を考える協議会設置条例

尾張旭市教育振興基本計画策定会議設置要綱

尾張旭市教育振興基本計画策定に係る会議等開催日程



どうだん亭（国登録有形文化財）

用語解説（五十音順）

用語	解説
I C T (P25)	Information and Communication Technology 「情報通信技術」の略であり、情報関連技術とその活用を目指すこと。
新しい公共 (P4)	市民、NPO、企業などが、身近な分野において、共助の精神で活動すること。
生きる力 (P3)	変化の激しいこれからの社会で自立的に生きるために必要な、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスの取れた力のこと。平成8年の中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について（第1次答申）」で提言されている。
A L T (P25)	Assistant Language Teacher 「外国語指導助手」の略であり、児童生徒の英語発音や国際理解教育の充実を目的に小中学校に派遣される者。
おやじのチカラ (P32)	男性保護者を中心に設立されたグループ活動。小学校区毎に「おやじのチカラ」、「ととクラブ」などの名称で学校を支援するための活動を行っている。
学校生活指導補助員 (P27)	発達障がい等、個々の配慮を必要とする子どもたちへの学習や生活面での適切な指導・支援について、個々の学習を充実させるとともに、学級全体の指導が十分行われるように配置された者。
学校地域支援本部 (P37)	学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としたもの。
キャリア教育 (P22)	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと。
グランドデザイン (P28)	学校の教育目標・方針・理念に向かって取り組んでいくこうとする教育活動と学校経営の全体構想図であり、各校の特色などをわかりやすく1枚の図にしたもの。
ゲストティーチャー (P35)	地域の方々に、それぞれが持っている技能を生かし、講師として指導を行ってもらうこと。
心のアドバイザー (P14)	発達障がい等に関する相談に対応するために必要な専門的な知識と経験を有する者のこと。
子育て支援センター (P34)	乳幼児とその保護者が、好きな時間に自由に来て、いっしょに好きな遊びを楽しんだり、子どもや保護者同士の仲間づくりをする事ができるような遊び場の提供と支援活動を行う場所のこと。

用語	解説
子どもの発達センター (P34)	心身の発達に遅れや心配のある子どもの早期発見と発達支援を目指し、保護者の子育ての不安解消や、今後の成長に合わせた適切な関わりを行う場所のこと。
指定管理者制度 (P46)	民間事業者等が、公の施設の管理運営を行うことで、民間のノウハウやアイデアを活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的とした制度のこと。
情報モラル (P25)	インターネットや携帯電話などの普及に伴い、非常に多くの情報に接することができる情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度のこと。
少人数指導授業 (P22)	学級を2つ以上の学習集団に分けたり、複数の教員が1つの学級を指導したりする授業のこと。
食育 (P8)	様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
スクールカウンセラー (P14)	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることができる、臨床心理士のこと。
総合型地域スポーツクラブ (P50)	誰もが身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
総合的な学習の時間 (P26)	変化の激しいこれからの中社会に対応できるよう、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力など、生きる力を育てることをねらいとするもの。
地産地消 (P20)	地域で生産された様々な食材をその地域で消費すること。本市では、地元食材であるプチベールを使用した「尾張旭風ポトフ」や、イチジクを使用した「いちじくタルト」を提供するなど、取り組みを進めている。
通級指導教室 (P27)	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じた指導を行うための教室のこと。
適応指導教室 (P14)	学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応し、その個々の状態に応じた指導を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育て、学校生活への復帰を図ることを目的に設置された教室のこと。
デジタルミュージアム (P48)	文化財の所在や特徴、イベント、文化事業の情報を一元化し、また保有する美術品や歴史資料、建物や無形文化財等をはじめとした資源をデジタル化して、市のホームページ上で、誰もが情報の検索や収集、鑑賞できる仕組みのこと。

用語	解説
特色ある学校づくり (P11)	各校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や地域の実態を踏まえて、創意工夫を凝らした学校づくりを実施すること。
特別支援教育 (P27)	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
ニュースポーツ (P51)	新しく考案されたり、古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを、比較的取り組みやすく変形・改良したりした軽スポーツを総称したもの。
認定こども園 (P37)	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が認定した施設のこと。
ネイティブスピーカー (P25)	ある言語を母国語として話す人のこと。ここでは、英語を母国語とする人。
ハザードマップ (P26)	災害による被害を予測し、危険箇所を地図上に表したもの。
ファミリーサポートセンター (P34)	子育て支援の輪を作り、安心して暮らせることができるような環境づくりを目的として、子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する会員組織のこと。
ホリデースクール (P32)	学校が休みとなる日に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安心して活動できる場を提供すること。
メンタルフレンド (P14)	家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、話し相手になったり、一緒に遊んだりなどしてくれる人を各家庭に派遣する制度のこと。
レファレンスサービス (P8)	図書館利用者の学習、調査、研究等に資料や情報を提供するサービスのこと。

尾張旭の教育を考える協議会設置条例

平成15年10月1日条例第26号

(設置)

第1条 尾張旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育について諮問又は調査のため、教育委員会の附属機関として、尾張旭の教育を考える協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、教育委員会の諮問等に応じて、教育に関し必要な事項を協議し、答申する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を行った日をもって満了とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

尾張旭の教育を考える協議会委員名簿

区分	団体名等	氏 名
学識経験者	愛知教育大学	野田 敦敬
	名古屋経営短期大学	栗山 陽子
	医師	佐伯 公
教育関係者	愛知県教育委員会教育企画室	稻垣 宏恭
	愛知県立旭野高等学校	三浦 尚樹
	東春暁幼稚園	竹内 美保子
	尾張旭市小中学校 PTA 連絡協議会	高山 靖徳
各種団体の代表者	尾張旭市文化協会	山本 正治
	尾張旭市体育協会	吉田 与十六
	尾張旭市民生委員児童委員協議会	加藤 千鶴代
	尾張旭市商工会	成瀬 範恭
	尾張旭市子ども会連絡協議会	西塚 浩美
	尾張旭市シニアクラブ連合会	水摩 憲生
その他教育委員会が必要と認める者	公募	伊藤 智成
	公募	今井 敦子

尾張旭市教育委員会から尾張旭の教育を考える協議会への諮問

2 5 教 第 4 0 号
平成 25 年 5 月 9 日

尾張旭の教育を考える協議会

会長 野 田 敦 敬 殿

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育振興基本計画（案）について（諮問）

尾張旭の教育を考える協議会設置条例第2条の規定に基づき、尾張旭市教育振興基本計画（案）について、貴協議会の意見を求める。

尾張旭の教育を考える協議会から教育委員会への答申

平成25年10月28日

尾張旭市教育委員会 様

尾張旭の教育を考える協議会
会長 野田 敦敬

尾張旭市教育振興基本計画について（答申）

平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法が改正され、国や県においては、これらのもと教育振興基本計画が策定されました。こうした状況から、平成25年5月に尾張旭市教育委員会から尾張旭の教育の基本となる「尾張旭市教育振興基本計画（案）」について検討するよう尾張旭の教育を考える協議会に對して諮詢がありました。

これを受け、当協議会では6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。その際、委員から広く意見を募り、それらの意見を反映させるよう努めてきました。

具体的には、教育の基本を家庭に求めながら、家庭、学校、行政、地域等の教育の各主体が、幼年期から老年期までのライフステージを通じて有機的につながり合い、伸びる教育を目指すなど、これからの中10年を見据えた計画としておおむね適切であると考えます。

一方、近年の教育を取り巻く環境の著しい変化にも対応していくことも必要であります。特にいじめ防止対策に関しては、法律の整備がされ、各地でその対応が進められている状況であります。計画策定時にはこれらの趣旨を十分に踏まえ、適切に対応されることを望むところであります。

また、計画の実施段階においては、既に策定されている「尾張旭市民憲章」をはじめとした尾張旭市における基本的な方針の精神を十分に参照し、着実に進めていくことと、社会のあり方や市民ニーズを積極的に取り入れ見直しを図ることを両立させていくことが必要であると考えます。

「つながり合い 伸びる 尾張旭の教育」を目指した、からの施策展開を期待します。

添付資料

尾張旭市教育振興基本計画（協議会案）

尾張旭市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、基本理念、基本目標、施策の体系等について検討を行い、原案を審議するため、尾張旭市教育振興基本策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 策定会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 会長は、教育部長をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、教育委員会部次長兼学校教育課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が招集する。

2 策定会議は、委員の過半数以上の出席が無ければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、策定会議の構成員以外のものを会議に出席させ、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定会議の下に、基本計画の原案作成の調査、研究及び素案作成のため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織し、学校教育課課長補佐兼指導主事を作業部会長とする。

3 作業部会長は、必要があると認めるときは、作業部会の構成員以外のものを会議に出席させ、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、策定会議において取りまとめた尾張旭市教育振興基本の原案を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、教育行政課庶務係において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、基本計画の策定をもってその効力を失う。

別表1（第2条関係）

教育委員会	教育部長
//	部次長兼学校教育課長
//	技監兼企画調整主幹
生涯学習課	課長
文化スポーツ課	課長
企画部	企画調整主幹
こども課	課長
尾張旭市立小中学校	校長代表
//	教頭代表

別表2（第5条関係）

学校教育課	課長補佐兼指導主事
生涯学習課	課長補佐兼公民館係長
文化スポーツ課	課長補佐兼体育係長
//	市誌編さん係長
企画課	課長補佐兼企画係長
こども課	課長補佐兼こども未来係長
尾張旭市立小中学校	教務主任代表
//	校務主任代表

尾張旭市教育振興基本計画策定に係る会議等開催日程

年	月 日	会 議 名
平成 24 年	5 月 24 日	第 1 回尾張旭市教育振興基本計画策定会議 第 1 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
	8 月 1 日	第 2 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
	8 月 30 日	第 3 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
	9 月 25 日	第 4 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
	10 月 12 日	第 2 回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	10 月 19 日	第 5 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
	12 月 25 日	第 6 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
平成 25 年	1 月 7 日	第 7 回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
	1 月 29 日	第 3 回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	4 月 17 日	教育委員会定例会 協議会へ諮問
	5 月 9 日	第 1 回尾張旭の教育を考える協議会
	6 月 3 日	第 2 回尾張旭の教育を考える協議会
	7 月 11 日	第 3 回尾張旭の教育を考える協議会
	8 月 7 日	第 4 回尾張旭の教育を考える協議会
	9 月 2 日から 10 月 1 日まで	パブリックコメントの実施
	10 月 7 日	第 5 回尾張旭の教育を考える協議会
	10 月 28 日	第 6 回尾張旭の教育を考える協議会 教育委員会へ答申
	12 月 24 日	教育委員会定例会 教育振興基本計画の策定

尾張旭市教育振興基本計画（平成 26 年 3 月）

発行：尾張旭市教育委員会

編集：尾張旭市教育委員会 教育行政課

電話 0561-53-2111

電子メール kyoiku@city.owariasahi.lg.jp



尾張旭市教育委員会



この印刷物は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。